



2025年12月11日

各位

会社名 NANOホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役会長兼社長CEO 松村 淳  
(コード番号 4571)  
問合せ先 執行役員 C F O 藤本 浩治  
電話 03-6432-4793

## 譲渡制限付株式報酬としての新株式発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行（以下「本新株発行」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

### 1. 発行の概要

(1) 払込期日	2026年1月9日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 1,380,000 株
(3) 発行価額	1株につき 150 円
(4) 発行価額の総額	207,000,000 円
(5) 出資の履行方法	金銭報酬債権の現物出資による
(6) 株式の割当の対象者及びその人数並びに割り当てる株式の数	取締役（社外取締役を含みます。） 4名 750,000 株 監査役（全員が社外監査役です。） 3名 350,000 株 従業員及び子会社取締役 6名 280,000 株
(7) その他の	本新株発行については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

### 2. 本新株発行の目的及び理由

当社は、当社の取締役（社外取締役を含む。以下「対象取締役」といいます。）に対して、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しております。

また、2025年12月11日開催の臨時株主総会において、当社の監査役（社外監査役を含む。以下「対象監査役」といいます。）に対して、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとし、譲渡制限付株式の交付のために対象監査役に対して年額 200 百万円以内の金銭報酬債権を支給すること、年 2 百万株以内の譲渡制限付株式を交付すること等につき、ご承認をいただいております。

さらに、当社の従業員、当社の子会社の取締役及び従業員並びに当社の外部協力者（これらの者

を総称して以下「対象従業員等」といいます。)に対しても、福利厚生制度の充実及び対象従業員等と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度(以下、本制度とあわせて「本報酬制度」といいます。)を導入しております。

今回、本報酬制度の目的、当社の業績、当社の取締役、監査役及び従業員並びに子会社の取締役(以下「支給対象者」といいます。)の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、当社取締役会にて、支給対象者に対し本新株発行を行うことを決議するとともに、本新株発行につき現物出資財産として払い込むことを条件に金銭報酬債権合計154,500,000円を支給対象者(但し、当社監査役を除く。)に支給することを決議いたしました。

また、本日開催の当社の監査役の協議に基づき、本報酬制度の目的、当社の業績、対象監査役の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、対象監査役に対し本新株発行につき現物出資財産として払い込むことを条件に金銭報酬債権合計52,500,000円を支給することを決定いたしました。

なお、本報酬制度の導入目的である企業価値の持続的向上の実現に向けてのインセンティブの付与及び株主価値の共有を実現するため、後記3のとおり、譲渡制限期間は3年としております。

### 3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

当社と各支給対象者は個別に譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」といいます。)を締結しますが、その概要は以下のとおりです。

#### (1) 譲渡制限期間 2026年1月9日～2029年1月8日

支給対象者は、上記期間中は、割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式」といいます。)について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとする。

#### (2) 譲渡制限の解除

当社は、支給対象者が譲渡制限期間中、継続して、支給の前提となった当社の取締役、監査役若しくは従業員又は子会社の役員のいずれかの地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において支給対象者が保有する本割当株式の全部についての譲渡制限を解除する。ただし、支給対象者が、本割当契約に定める理由により譲渡制限期間が満了する前に退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する時期及び数を必要に応じて合理的に調整するものとする。

#### (3) 当社による無償取得

譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部について、当該時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得する。

また、譲渡制限期間中に、本割当契約に定める無償取得事由が発生した場合、同契約で定める数の本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。

#### (4) 株式の管理

本割当株式について、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、当社が定める証券会社に、支給対象者が専用口座を開設し、管理される。なお、当該証券会社は野村證券株式会社を予定。

#### (5) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交

換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関する承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の効力発生日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、この場合、当社は、上記により譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

割当予定先に対する本新株発行の発行価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、取締役会決議日の直前営業日の終値150円といたしました。本新株発行に係る発行価額は、割当予定先に特に有利なものとはいえず、合理的と考えております。

以上